

小作争議調査表

No. 29

昭和八年八月

場 所	企救郡企救町大字崎野	
	地主 小作人	石崎 茂三 山内 幸一
終 熄	昭和八年一月二十日	昭和八年六月二十日
關係人員	關係地 種類面積	田一 段歩
地主關係 團體	小作人 關係團體	日農九州同盟會 小倉 支 部
原因	小倉市宝町崎野三丁目水戸全中三郡野重野耕夫の所有田を購入し宅地として小作人に貸し出し土地を返還するに拒絶したを以て小倉支裁判所に土地を返還訴訟を提起す	
要 求 事 項	土地返還	
經 過	六月十日福岡地方裁判所小倉支部調停主任斎藤利孝の提議に依り下記條件にて解決す	
結 果	一 地主側は小作人に貸し付けた通う耕作せしむること 二 小作人側は地主に対し昭和六年七月年度の小作米を在月より向小十ヶ月に亘り月賦(毎月三匁)を以て毎月末迄に支拂ふこと 三 但し小作人側は前記契約を履行せしめたる後合意即時無条件に地主側は該土地を返還する事	

(昭和八年六月分)

財團 協調會福岡出張所

備 考	<p>一 決裁を要せず</p> <p>二 小作人は地主に命令を求めずして川取等たる場合は訴訟を要せずとを得ず又小作人が命令を通知せしむる場合地主が改作之を拒絶する時は地主は訴訟を提起し得るものとす</p> <p>三 小作人は地主の承諾なく小作米を三割と轉帳貸せしむること</p> <p>四 小作人が不当の理由を以て調停条件に違反した時は地主は何時までも土地を返還し清水を貸すことを得ず其時小作人は要請を甲するものとす</p>
--------	--